

(参考様式2)

### 事前点検シート

ふりがな	ふくしまけんふくしまし	ふりがな	おおぞそう
計画主体名	福島県 福島市	活性化計画名	大笹生地区農村活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和2年度 ~ 令和6年度 令和2年度	総事業費 (交付金)	1,535,400 千円 ( 188,108 千円)
活性化計画目標	地域農業生産物の販売促進	事業活用活性化計画目標	地域産物の販売額の増加：36,000千円 交流人口の増加：1,330,000人 サイクリスト人数の増加：240人

計画主体 確認の日付	令和2年2月20日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		当該地区は農業を基幹産業とする地域である。人口減少、農業者の高齢化や担い手不足が進展している課題があり、本事業で整備する農産物直売施設等を核として、生産者の地域農産物の販売促進及び交流人口の増加を目指すものであり、法律および基本方針にある農山漁村と都市との地域間交流の促進に寄与するものであり適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		本事業により施設を整備することにより、地域農産物の販売促進及び交流人口の増加を図るため、活性化計画目標を「農林水産物等の販売・加工促進」、また評価指標を「地域農産物等の販売額

				の増加」及び「交流人口の増加」並びに「サイクリスト人数の増加」とすることは妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画に掲げる目標に対して、事業活用活性化計画において交流等に係る具体的指標を掲げて整合を図っている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	—		該当なし
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		福島市総合計画後期基本計画（第3期実施計画）に「地域振興施設整備事業」と記載しており連携は図られている。 P51 「福島大笹生 IC 周辺における地域振興施設「道の駅」の整備を進めます。」と記載
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		地域振興施設整備にあたっては、地元住民をはじめとする関係団体等による整備計画策定委員会を設立し合意形成を図って基本計画を策定しており事業実施へのコンセンサスは得ている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		地域振興施設整備にあたって、整備計画策定委員会には女性委員に参画いただき、女性からの視点を反映しており、その内容を当計画に反映している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		地域振興施設「道の駅」整備庁内推進委員会（会長：副市長）を組織し事業を推進している。施設の管理運営を委託する指定管理者を公募により令和2年度に決定する予定である。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		地域農産物の販売促進及び交流人口の増加という目標に対し、東北中央道福島大笹生インターに隣接する場所へ道の駅を整備することで、農産物の販売促進と地域住民と道路利用者との交流を図り活性化を目指す。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間は5年とし、実施期間を1年とする。施設整備後3年（オープンをR4としており営業開始のR4からR6の3年）、で目標を達成することとしている。

1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	－		該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		限度額 188,108 千円は交付金要望額 376,217 千円×1/2 である。 [別紙 交付対象面積算定表] により農産物直売所・地元食材提供施設の面積については A=1,297.3 m <sup>2</sup> と算出。1,297.3 m <sup>2</sup> ×29 万円/m <sup>2</sup> =376,217,000 円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		地区の集落のほぼ全域が市街化調整区域で、農地等の中に集落が点在しており、まとまった市街地を形成していると判断される区域は存在しない。 当地区の面積は 4,370 ha であるのに対し、地区内の農用地と山林の面積合計は 4,069.79ha（農用地 571.42ha、山林 3,498.37ha）で、区域面積の約 93.1%を占める。 また、地区内の全就業者人口が 1,255 人であるのに対し、農業従事者は 329 人で 26.2%を占めている（平成 27 年国勢調査）。

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		実施設計を行う中で、関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行う。また、設計及び施工時において、十分な安全性が確保されているか、建築基準法に規定される工事監理者が監理を行い、完成後は建築基準法に定められた検査を受け確認済証の交付を受けることになる。
	実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利用促進施設、㉕の地域資源活用交流促	○		㉗の地域連携販売力強化施設 施設は木造による構造とし、内装についても木質化に配慮して

	<p>進施設、㉗の地域連携販売力強化施設、㉘の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉙の教養文化・知識習得施設、㉚の地域資源活用起業支援施設及び㉛の高齢者・女性等地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			いる。
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	○		<p>実施設計を行う中で、関係法令に規定された耐力壁等の基準を満たしているか確認する。また、施工時には検査を行い、適切な接合金物が使用されているか確認することとしている。</p>
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	—		該当なし
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>	○		<p>施設は木造建築物であることから耐用年数は 22 年である。電気設備 15 年、空調設備 13 年、給排水設備及び衛生設備 15 年であり、全て耐用年数 5 年以上のものである。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	○		<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領により算定。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>	○		<p>当事業の投資効率 1.05 である。</p>
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか</p>	○		<p>実施要領別表 2 における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㉗地域連携販売力強化施設」、要件類別は「農山漁村交流対策型」である。</p> <p>事業内容は 1 の(1)で、地域産業の振興及び雇用の創出に必要な</p>

				農産物直売施設、地元食材提供施設等の整備である。 対象となる福島市大笹生地区は、全域が振興山村及び特定農山村地域であり、事業実施主体は福島市である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		市が事業実施主体として整備するものであり、個人に対する交付ではない。また、市が条例を整備して設置・管理するものであり目的外使用のおそれはない。 なお、条例についてはR2・6の市議会に上程を予定している。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		現状の入り込み客数については、福島市内各観光地での集計により把握しており、新規である当該施設の今後の入り込み客数については「収支概算シミュレーション」により推計している。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		東北中央自動車道の米沢中央ICに隣接する道の駅「米沢」の利用状況を勘案している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		類似施設の利用状況等を踏まえ、利用対象者や利用時期など施設の利用形態を検討している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		規模は、農産物等直売所・飲食ブース・交通情報コーナー・便益施設等を含め、地域間交流に必要な規模としており、設置場所についても東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接しているほか、近接して十六沼公園やスカイパーク等があり利用促進が図られる場所に位置している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		既存の直売所を運営する福島市観光農園協会及びJAふくしま未来と十分に協議を行うものとする。また、市のホームページへの掲載や観光協会等との連携を検討する。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		施設利用者と来客者との農業交流事業やイベント等においては、地元婦人会や農協婦人部の参画を推進する。
2-10	事業費積算等は適正か			

	過大な積算としていないか	○		<p>施設の規模等から概算の費用を算出しており、妥当な積算である。</p> <p>1㎡当たりの建築費用  1,535,400(全体事業費)-30,000(駐車場<sub>シェルター</sub>)=1,505,405千円  1,505,405÷2,262㎡(全体面積)=666千円/㎡  [参考]道の駅「国見」(公表データ)は  1,620,000÷2,785㎡=581千円/㎡であり、妥当な建設費と考える。</p>
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		<p>電気・機械室及び水廻りの集合化をすることにより、設備面積の節減、設備資材の節約を図るとともに、汎用機器類の資材調達によりコスト低減に努める。</p> <p>汎用機器類：照明などの設備について、同機能、性能確保による低廉化を図る。</p>
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当なし
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		当該備品は食品衛生や農産物の調理上必要不可欠なもので、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		東北中央自動車道福島大笹生 IC に隣接し、かつ、主要地方道上名倉飯坂伊達線（フルツライン）に面し、集客性の高い位置である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか	○		市有地として確保済である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱	—		該当なし

	農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の II の II - 1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> 以内か（既存施設は除く）	○		交付対象面積算定表に示すとおり、整備する施設の延べ床面積は 1,297.3 m <sup>2</sup> である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか）	○		事業費配分表より、総事業費 929,869 千円、延べ床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 72 万円になることから、交付対象事業費については、上限額の 29 万円で算定している。 [別紙 交付対象面積算定表] により農産物直売所・地元食材提供施設の面積については A=1,297.3 m <sup>2</sup> と算出。1,297.3 m <sup>2</sup> ×29 万円/m <sup>2</sup> =376,217,000 円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○		J Aや観光農園協会等の関係団体による「道の駅協力会」（仮）を立ち上げ相互連携を促進しスムーズな運営を行う。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○		農産物出荷者協議会を立ち上げ地域農産物の積極的販売や、地域農産物を食材とするテナントによるメニューを提供するとともに、果樹園や直売所の情報を提供し、本市のPRと農産物の消費拡大を図る施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○		道の駅として1年を通しての運営を前提とし継続的な雇用、所得の発現が見込まれる。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		製造・流通などの分野との連携を図り、農産物の新たな付加価値を創造した商品のテストマーケティングの場として活用することで、6次産業化への寄与が期待できる。 また、農産物販売施設における女性出荷者登録が期待されると

				ともに、来客者との交流事業やイベント等において、地元婦人会や農協婦人部の参画を推進する。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		本市の重点的取組事業として実施するものであり、交付金を除く本市負担分については、一般財源を充当する。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		一般競争入札の予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		道の駅施設設置条例及び同条例施行規則を制定し、適正に管理・運営を行う。なお、条例については R2・6 の市議会に上程を予定している。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		経営診断にあつては総合プロデュースを委託している事業者に経営診断を受け、適正な収支計画を策定する。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○		道路管理者である福島県との合体施策であり、事業費の按分は適正に行っている。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		農産物販売・加工のための施設であり、生産振興は目的としない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		農産物販売・加工のための施設であり、強い農業づくり総合支援交付金等の交付対象とはならない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	○		中山間地農業ルネッサンス事業 地域別農業振興計画（令和 2 年 1 月）の支援事業として、道の駅整備を計画している。 国土強靱化施策（令和 2 年 2 月策定）として、施設（レストラン、直売・食材提供共有スペース、フードコート飲食スペース、道路休憩施設等）を道路利用者等の一時避難所に活用することを



				想定している。
--	--	--	--	---------

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。